

「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（案）」に に対する意見と県の考え方について

千葉県農林水産部畜産課企画経営室

1 パブリックコメント実施期間 : 令和4年3月18日（金）～ 3月22日（火）

2 意見提出者数（意見の延べ件数） : 1人（2件）

3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

No.	計画書 該当箇所 ページ	御意見の概要	県の考え方
1		・畜産経営体、設計士、及び建築業界に周知しているのか？	県では法律、省令及び概要等に関して、畜産団体へ資料の送付により周知しております。また、指定確認検査機関を対象に説明会を実施しました。 国においては、当法律・制度に関して、農業者、建築士、行政機関等を対象に説明会の開催や資料送付を行い、周知がされております。
2		・形式的なパブコメではないか？	県では、情報公開の徹底を図り、県民の意見等を行政に反映させるために、パブリックコメントを実施しております。 できる限り県民の意見を効果的に聴取するとともに、県政の運営において、透明性の向上を図るよう努めておりますので、御理解の程、よろしく申し上げます。